

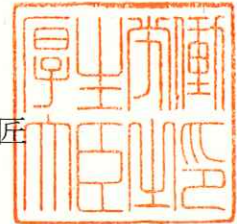
厚生労働省発生食0319第3号

平成31年3月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること。

チフルザミド



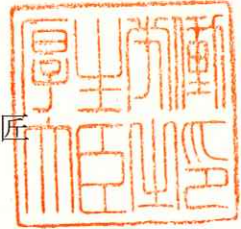
厚生労働省発生食0319第4号

平成31年3月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること。

ピリダリル



厚生労働省発生食0319第5号

平成31年3月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること。

ブプロフェジン



厚生労働省発生食0319第6号

平成31年3月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること。

フルオピラム



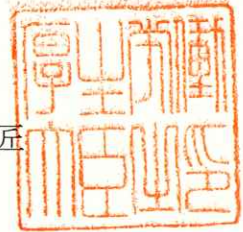
厚生労働省発生食0319第7号

平成31年3月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬の残留基準を設定すること。

プロチオコナゾール



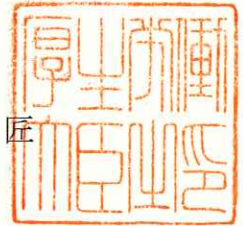
厚生労働省発生食0319第8号

平成31年3月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準を設定すること。

オキシリニック酸



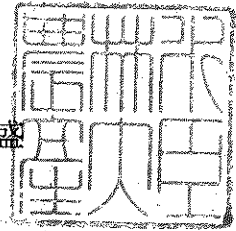
30消安第6003号

平成31年3月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委
員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条
第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム水和物、酢酸ナトリウム水
和物及びブドウ糖を有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル糖-V注射液)



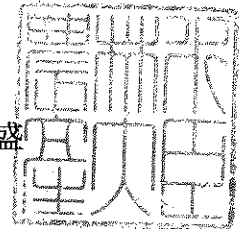
30消安第6001号

平成31年3月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



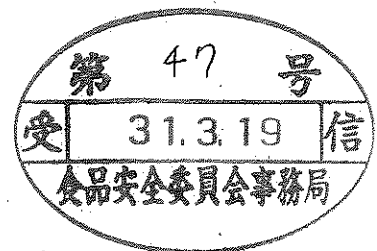
食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委
員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条
第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合生ワク
チン(シード)(ティーエスブイ3)



30消安第6000号

平成31年3月19日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 吉川 貴盛



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委
員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条
第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品の製造販売の承認をすること。

鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病(マレック病ウイルス2型・七面
鳥ヘルペスウイルス)・鶏痘混合生ワクチン(シード)(ボックスオンPox/MD/
IBD)

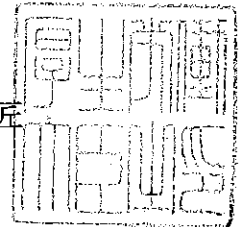


厚生労働省発生食 0319 第 2 号
平成 31 年 3 月 19 日

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 根本 匠



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 3 項の規定に基づき、
下記事項に関する同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、
貴委員会の意見を求めます。

記

スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について、輸入条件を設定すること。具体的に意見を求める内容は別紙のとおり。



別紙

1 諮問の背景及び趣旨

- (1) 現在、スペインの牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓（以下「牛肉等」という。）については、B S E（牛海綿状脳症）対策として輸入禁止措置を講じている。
- (2) 今般、世界的にB S Eリスクが減少している状況等を踏まえ、B S E対策に関する管理措置の見直しを行ってきている中、スペインより、スペインの牛肉等について、見直しに必要な資料の提出等がなされた。
- (3) 飼料規制及びサーベイランスの実施状況、食肉処理段階の措置等を踏まえた管理措置の見直しを検討するためには、これらの安全性に関する評価が必要であることから、諮問を行うもの。
- (4) 諮問に際して、飼料規制やサーベイランス、S R M（特定危険部位）の除去、と畜場でのB S E検査等、我が国と同様のB S E対策を実施してきた欧州連合が近年、リスク評価結果に基づく対策の見直しを行っており、こうした欧州連合におけるリスク評価の結果や管理措置の見直しの内容も考慮している点を承知いただきたい。
- (5) O I E（国際獣疫事務局）基準よりも高い水準の措置を維持する場合には、当該措置の科学的な正当性を明確化する必要がある。
- (6) なお、今回の諮問においては、スペイン政府の要望を踏まえ、まずは月齢制限を「30か月齢以下」とした場合のリスク評価を要請する。

2 具体的な諮問内容

(1) 牛の肉及び内臓について

①月齢制限

現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合のリスクを比較。

②S R Mの範囲

現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクを比較。

（注）脊柱については、背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。

③上記①及び②の評価を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値（上記①）を引き上げた場合のリスクを評価。

(2) めん羊及び山羊の肉並びに内臓について

現行の「輸入禁止」から「S R Mの範囲を、12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、S R Mを除去したものを輸入」とした場合のリスクを比較。

3 今後の方針

食品健康影響評価の結果を踏まえて、必要な管理措置の見直しを行う。

食品健康影響評価の審議状況

(平成31年3月22日現在)

区分	要請件数 注1、2)	うち 30年度分	自ら評 価 注3)	合計	評価終了 注4)	うち 30年度分	意見 募集中 注4)	審議中 注5)
添加物	283	10	0	283	281	15	1	1
栄養成分添加物	2	1	0	2	1		0	1
香料	7		0	7	7	7	0	0
農薬	1,221	59	0	1,221	1,005	48	12	204
うちポジティブリスト関係	525	5	0	525	368	6	5	152
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	60	3	0	60	34	1	1	25
動物用医薬品	597	18	0	597	573	18	1	23
うちポジティブリスト関係	121	1	0	121	102	2	1	18
汚染物質等	65		3	68	66		0	2
うち清涼飲料水	52		0	52	51		0	1
器具・容器包装	17	1	0	17	14	1	0	3
微生物・ウイルス	16	1	2	18	18	1	0	0
プリオン	60	1	14	74	61	3	0	13
かび毒・自然毒等	9		5	14	13		0	1
遺伝子組換え食品等	296	14	0	296	284	18	2	10
新開発食品	85	1	1	86	86		1	1
肥料・飼料等	271	19	0	271	228	26	0	43
うちポジティブリスト関係	122		0	122	90	5	0	32
薬剤耐性菌 注7)	46	5	0	46	31	3	3	12
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	2		0	0
合計	2,979	130	26	3,005	2,673	140	20	314

(注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。

3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。

4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。

5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。

7 「薬剤耐性菌」欄には、肥飼料・微生物合同調査会(H18.3.6～H27.8.24)で審議したものも含む。

委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成31年3月22日現在)

I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質1物質)	1
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌※	(8)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㉔㉕、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイズン注射液及びバシット注射液)㉖	2
17/ 2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/ 8/ 5	農	動物用医薬品 スルファメキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㉗、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))㉘	2
17/ 9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㉔、スルファメキサゾール㉔、トリメプリーム㉔	3
18/ 7/18	厚	農薬 ジコホール☆	1
18/ 7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㉔、スルファメキサゾール☆㉔、トリメプリーム☆㉔	3
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆	1
19/ 1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、ピノキサデン☆	2
19/ 1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆	1
19/ 2/ 6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/ 2/ 6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフィゾール☆㉙	3
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆	2
19/ 3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㉚、スルファジメトキシ☆㉚、スルファモメトキシ☆㉚	3
19/ 5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆㉛	1
19/ 6/ 5	厚	農薬 メソスフロメチル☆、スルフェントラゾン☆	2
19/ 8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆㉜	1
19/10/ 2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/ 3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ブロディファコウム☆	2
20/ 3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスフロン☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4
20/ 4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	1
20/ 6/ 3	厚	動物用医薬品 トピシリン㉝	1
20/ 7/ 8	厚	農薬 クロキンセツメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/ 7/ 8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/ 9/ 5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/ 2/ 3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/ 2/ 9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/ 3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆㉞、ピランテル☆㉞	2
21/ 3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/ 3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/12/14	厚	農薬 フラザスフロロン☆	1
22/ 1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部>☆■	2
22/ 2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆⊕	1
22/ 2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆⊕、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ ⊕、β-カロテン☆⊕、クエン酸☆⊕、酒石酸☆⊕、トウガラシ色素☆⊕、乳酸☆< 農薬用途もあり>⊕、マリーゴールド色素☆⊕、メナジオン☆⊕、レチノール☆⊕	10
22/ 3/ 1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/ 3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/ 5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/ 6/22	農	農薬 ベンタゾン☆〈飼〉	1
22/ 8/12	厚	農薬 ハロキシホップ☆	1
22/ 9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、トリクロピル☆	2
22/ 9/27	厚	農薬 酸化フェンブタズ☆	1
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアス ルフロン☆、パラチオン☆、ビクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬 テルブホス〈飼〉☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフエンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆<一部〈飼〉>	2
23/ 1/24	厚	農薬 ペンコナゾール☆	1
23/ 1/24	厚	動物用医薬品 セフロキシム☆⊕	1
23/ 2/10	厚	農薬 カルボスルファン<一部>☆、ベンフラカルブ<一部>☆■、エンドスルフ ァン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆	7
23/ 3/25	厚	農薬 エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロモキシニル☆	3
23/ 3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/ 4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/ 4/25	農	農薬 ブロモキシニル☆〈飼〉	1
23/ 6/10	厚	農薬 フェナリモル☆	1
23/ 9/22	厚	農薬 EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、2,4-DB☆ クロルスルフロン☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコス ルフロン☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	11
23/10/11	厚	農薬 ジクロホップメチル☆、トリバヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロッ プエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	7
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	3
23/12/22	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (BSE) 対策の見直し(オランダ、フランス)	2
24/ 1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/ 1/23	農	農薬 エチオン☆〈飼〉、カルボフラン☆〈飼〉、ホレート☆〈飼〉、シハロトリン☆ 〈飼〉、ジクロロボス及びナレド☆〈飼〉	5
24/ 1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆⊕	1
24/ 2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジェチルスチルベストロール☆	2
24/ 3/26	厚	農薬 リムスルフロン☆	1
24/ 3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/ 5/21	厚	農薬 4-クロルフエノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロップメチル☆	3
24/ 7/18	厚	農薬 ホスチアゼート■<一部>☆、テフルトリン☆	3
24/ 7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 バシトラシン☆⊕	1

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
24/ 8/21	農	農薬 シフルトリン☆〈飼〉	1
24/ 8/21	厚	農薬 フサライド☆、フルスルファミド☆	2
24/ 8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/ 8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆ 	1
24/ 9/18	厚	農薬 メコプロップ☆	1
25/ 1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆〈飼〉、クロルフェンビンホス☆〈飼〉、シマジン☆〈飼〉、パラチオン☆〈飼〉、フェンプロパトリン☆〈飼〉	5
25/ 1/30	厚	農薬 クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/ 3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダゾン☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	14
25/ 3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆ 	1
25/ 3/12	農	農薬 ジクワット☆〈飼〉、ピリミホスメチル☆〈飼〉	2
25/ 4/ 2	厚	プリオン ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	1
25/ 6/10	農	農薬 γ-BHC☆〈飼〉、ジメトエート☆〈飼〉、パラコート☆〈飼〉、メチダチオン☆〈飼〉	4
25/ 6/12	厚	農薬 アラニカルブ☆、イマザキン☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆	8
25/ 8/20	厚	農薬 DBEDC ■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅 ■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リニユロン☆	8
25/ 8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆ 	2
25/ 8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン 	1
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆ 	1
26/ 3/25	厚	動物用医薬品 酢酸trenボロン☆、ゼラノール☆、マデュラマイシン☆ 	4
26/ 9/ 9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/ 1/ 8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 3/30	厚	プリオン デンマークから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/ 5/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (食品) ■	1
27/ 5/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (飼料) ■	1
27/ 9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直し※	1
28/ 3/23	厚	農薬 バリダマイシン ■〈一部☆〉	2
28/ 9/ 8	厚	プリオン オーストラリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	1
29/ 4/19	厚	農薬 ピレトリン☆	1
29/ 8/ 3	厚	プリオン 英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓	1
29/11/30	厚	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト (TU-IP105B-1) (食品) ■	1
29/12/19	農	遺伝子組換え食品等 ミラクリン発現トマト (TU-IP105B-1) (飼料) ■	1
30/ 2/22	厚	かび毒 デオキシニバレノール	1

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
30/ 7/ 4	厚	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(食品) ■	1
30/ 7/ 4	農	遺伝子組換え食品等 ジャガイモ疫病抵抗性、低遊離アスパラギン、低還元糖及び低ポリフェノール酸化酵素ジャガイモSPS-000Y9-7(飼料) ■	1
30/ 7/ 4	農	動物用医薬品 バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤(エコノア1%プレミックス及び同10%プレミックス) ■ ㊟	1
30/ 9/ 4	消	特定保健用食品 ヴァームスマートフィットウォーター ■	1
30/10/10	厚	農薬 カルタップ ■〈一部☆〉、チオシクラム☆、ベンスルタップ☆	4
30/11/21	厚	農薬 1-メチルシクロプロペン ■、フロルピラウキシフェンベンジル ■、ペンチオピラド ■	3
30/11/21	厚	動物用医薬品 チルジピロシン ■ ㊟	1
30/11/22	農	動物用医薬品 チルジピロシンを有効成分とする豚の注射剤(ズプレボ40注射液) ■ ㊟ ㊿	2
30/12/10	農	農薬 カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ☆〈飼〉	3
30/12/19	農	遺伝子組換え食品等 LU17257株を利用して生産されたフィターゼ ■	1
31/ 1/10	厚	添加物 25-ヒドロキシコレカルシフェロール ■	1
31/ 1/23	厚	農薬 アメトクトラジン ■、ジクワット ■、ピリプロキシフェン ■、ピロキサスルホン ■、フルチアニル ■、メチルテトラブロール ■	6
31/ 2/14	厚	遺伝子組換え食品等 BML780PULm104株を利用して生産されたプルラナーゼ ■、Rhodobacter sphaeroides 168株を利用して製造された香料バレンセン ■	2
31/ 2/20	厚	農薬 ピコキシストロビン ■、ブロフラニド ■	2
31/ 2/20	厚	農薬及び添加物 ジフェノコナゾール ■	1
31/ 2/20	厚	動物用医薬品 ジクロロイソシアヌル酸☆	1
31/ 2/27	農	動物用医薬品 アモキシシリン水和物を有効成分とする牛及び豚の注射剤(アモスタックLA注) ㊟ ㊿	2
31/ 3/ 6	農	遺伝子組換え食品等 JPAo001株を利用して生産されたフィターゼ ■	1
31/ 3/12	農	動物用医薬品 豚コレラ経口生ワクチンを摂取したいのししに由来する食品の安全性※	1
31/ 3/19	厚	農薬 チフルザミド ■、ピリダリル ■、ブプロフェジン ■、フルオピラム ■、プロチオコナゾール ■	5
31/ 3/19	厚	農薬及び動物用医薬品 オキシロニック酸 ■	1
31/ 3/19	農	動物用医薬品 塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム水和物、酢酸ナトリウム水和物及びブドウ糖を有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル糖-V注射液) ■、牛伝染性鼻気管炎・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症混合生ワクチン(ティーエスブイ3) ■、鶏伝染性ファブリキウス嚢病・マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)・鶏痘混合生ワクチン(ボックスオンPox/M D/IBD) ■	3
31/ 3/20	厚	プリオン スペインから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

㊟印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

㊿印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

Ⅱ 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/ 3/26～21/ 4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
31/ 1/16～31/ 2/14	添加物及び遺伝子組換え食品等 Escherichia coli K-12 W3110(pWKLP) 株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ ■ ★	2
31/ 1/23～31/ 2/21	遺伝子組換え食品等 JPAN002株を利用して生産されたホスホリパーゼ ■ ★	1
31/ 1/30～31/ 2/28	農薬 ビフェントリン ★	1
31/ 1/30～31/ 2/28	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン ■ <一部☆〈飼〉> ★	4
31/ 1/30～31/ 2/28	器具・容器包装 食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針★	
31/ 2/ 6～31/ 3/ 7	農薬 アフィドピロペン■、オキスポコナゾールフマル酸塩 ■ <一部☆>、フロニカミド ■ ★	4
31/ 2/13～31/ 3/14	薬剤耐性菌 アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン※、クロルテトラサイクリン※、テトラサイクリン系抗生物質※ ★	3
31/ 3/ 6～31/ 4/ 4	特定保健用食品 健やかごま油※■	1
31/ 3/13～31/ 4/11	農薬 ジクロベンチアゾクス■、トルクロホスメチル ■ <一部☆>、フェンピコキサミド■	4

注1:★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

☑印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成30年度)

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
30/ 4/10	厚	添加物、器具・容器、微生物・ウイルス 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食品、添加物等の規格基準の改正(調製液状乳) ■	4
30/ 4/10	厚	遺伝子組換え食品等 GOOX-1株を利用して生産されたグルコースオキシダーゼ■、JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ(食品添加物) ■	2
30/ 4/10	農	遺伝子組換え食品等 JPBL001株を利用して生産されたアルカリ性プロテアーゼ(飼料添加物) ■	1
30/ 4/10	農	飼料添加物 Bacillus licheniforms JPBL001株が生産するアルカリ性プロテアーゼを原体とする飼料添加物 ■	1
30/ 4/17	厚	農薬 アシノナピル ■、ランコトリオンナトリウム塩 ■	2
30/ 4/17	厚	動物用医薬品 チモール ■	1
30/ 4/17	農	動物用医薬品 チモールを有効成分とする蜜蜂の寄生虫駆除剤(チモバル) ■	1
30/ 5/ 8	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン ☆ ㊦	1
30/ 5/ 8	農	動物用医薬品 過酸化水素を有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の外部寄生虫駆除剤(ムシオチール) ■、ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン25) ㊦ ■	2
30/ 5/ 8	農	飼料添加物 アスタキサンチン ■	1
30/ 5/15	農	動物用医薬品 ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイプラビン注100) ㊦ ■	1
30/ 5/22	厚	対象外物質 ビール酵母抽出グルカン ■	1
30/ 5/22	厚	農薬 ジフェノコナゾール ■、シメコナゾール ■、スピロテトラマト ■、トリホリン ■、ピリオフェノン ■、マンデストロビン ■、メタフルミゾン ■、テブフェンピラド ■ <一部 ☆ >、フルトリアホール ■	10
30/ 5/29	厚	添加物 イソブチルアミン ■、イソプロピルアミン ■、sec-ブチルアミン ■、プロピルアミン ■、ヘキシルアミン ■、ペンチルアミン ■、2-メチルブチルアミン ■	7
30/ 5/29	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン ☆ ㊦	1
30/ 5/29	厚	遺伝子組換え食品等 JPBL002株を利用して生産されたプルラナーゼ ■	1
30/ 6/ 5	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス ☆	1
30/ 6/ 5	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(食品) ■	1
30/ 6/ 5	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及び4-ヒドロキシフェニルピルビン酸ジオキシゲナーゼ阻害型除草剤耐性ワタGHB811(飼料) ■	1
30/ 6/12	厚	添加物 アルゴン ■	1
30/ 6/26	厚	農薬 イソピラザム ■、スピネトラム ■	2
30/ 6/26	厚	遺伝子組換え食品等 JSF-07-170-3株を利用して生産されたα-アミラーゼ ■	1
30/ 7/17	厚	動物用医薬品 アモキシシリン ☆ ㊦	1
30/ 7/24	厚	農薬 エトフェンプロックス ■、キャプタン ■、クロルピリホス、フルピリミン ■、メトキシフェノジド ■	5
30/ 7/24	厚	遺伝子組換え食品等 JPAN001株を利用して生産されたグルコアミラーゼ ■ JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼ ■	2
30/ 7/31	農	肥料 普通肥料の公定規格の設定について	1
30/ 8/28	厚	農薬 シクロピリモレート ■	1
30/ 8/28	厚	農薬及び動物用医薬品 イソプロチオラン ■	1
30/ 8/28	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン ☆ ㊦	1
30/ 8/28	厚	遺伝子組換え食品等 CIN株を利用して生産されたキモシン ■、JPTR001株を利用して生産されたヘミセルラーゼ ■、JPTR002株を利用して生産されたキシラナーゼ ■	3

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
30/ 8/28	厚	飼料添加物 グアニジノ酢酸■	1
30/ 8/28	農	飼料添加物 グアニジノ酢酸を原体とする飼料添加物■	1
30/ 9/ 4	厚	農薬 MCPB■＜一部☆＞、テトラジホン☆、テトラニブロール■、ビフェナゼート■	5
30/ 9/ 4	厚 農	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆＜一部〈飼〉＞	3
30/ 9/11	厚	動物用医薬品 セファピリン☆Ⓔ、セファピリンベンザチンⒺ、セファピリンナトリウムⒺ	3
30/ 9/18	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(六価クロム)	1
30/ 9/25	厚	動物用医薬品 バルネムリン■	1
30/ 9/25	農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK)■、ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン(アビテクトNB/TM)■、鶏伝染性気管支炎生ワクチン(アビテクトIB/AK1000)■	3
30/10/ 2	厚	添加物 次亜臭素酸水■	1
30/10/ 2	厚	農薬 ピフルブミド■	1
30/10/ 2	厚	動物用医薬品 フルアラネル■	1
30/10/16	厚	対象外物質 ニームオイル☆	1
30/10/23	厚	農薬 インピルフルキサム■、チアクロプリド■＜一部☆＞、プロチオホス■＜一部☆＞	5
30/10/30	農	動物用医薬品 動物用ワクチン添加物として使用する成分(6成分)	6
30/11/ 6	農	動物用医薬品 バルネムリン塩酸塩を有効成分とする豚の飼料添加剤(エコノア1%プレミックス及び同10%プレミックス)■Ⓔ	2
30/11/13	農	動物用医薬品 牛結核病診断薬(牛ツベルクリンPPD及び鳥ツベルクリンPPD)※	2
30/11/13	農	遺伝子組換え食品等 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の基準改正	1
30/11/27	厚	動物用医薬品 ゲンチアナバイオレット■	1
30/11/27	厚	遺伝子組換え食品等 カメモシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統(食品)■	1
30/11/27	農	遺伝子組換え食品等 カメモシ目、アザミウマ目及びコウチュウ目害虫抵抗性ワタMON88702系統(飼料)■	1
30/12/ 4	厚	農薬 ジチアノン■、セトキシジム■＜一部☆＞、プロパニル■＜一部☆＞	5
30/12/ 4	農	遺伝子組換え食品等 Morph ΔE8 BP17 4c 株を利用して生産されたフィターゼ■	1
30/12/ 4	農	飼料添加物 遺伝子組換え技術によって得られたPichia pastorisから産生されるフィターゼ■、遺伝子組換え技術によって得られたTrichoderma reeseiから産生されるフィターゼ■	2
30/12/25	厚	農薬 クロルピクリン■	1
30/12/25	厚	遺伝子組換え食品等 pCHC株を利用して生産されたキチナーゼ■	1
31/ 1/15	厚	添加物 食品、添加物の規格基準の改正について	3
31/ 1/15	厚	農薬 シエノピラフェン■、ゾキサミド■	2
31/ 1/15	厚	プリオン 米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	3
31/ 1/22	厚	遺伝子組換え食品等 カイマックス M(CHY-MAX M)■	1
31/ 1/29	厚	添加物 二炭酸ジメチル■	6
31/ 1/29	厚	動物用医薬品 サラフロキサシンⒺ、ネオマイシンⒺ	2
31/ 1/29	厚	対象外物質 メチオニン	1
31/ 1/29	農	飼料添加物 L-メチオニン■	1
31/ 2/ 5	厚	農薬 アミスルブロム■、シモキサニル■、フルベンジアミド■、フラメトピル■、フルアジナム■	5
31/ 2/ 5	農	薬剤耐性菌 リン酸タイロシン※、マクロライド系抗生物質※	2
31/ 2/19	農	飼料添加物 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正	1
31/ 3/ 5	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 タイロシン■Ⓔ	1

通知日	通知先	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象
31/ 3/19	農	飼料添加物 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン■、2-デアミノ-2-ヒドロ 2 キシメチオニン銅■

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

☑印は、肥料・飼料等専門調査会が担当する評価案件である。

IV その他

通知日	通知先	件 名
16/ 1/30	厚・農・環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚・農・環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/ 6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/ 9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/ 6/26	厚・農・環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/ 5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針
28/ 5/17	厚	香料に関する食品健康影響評価指針
29/ 7/18	厚	栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針 添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針
30/ 4/10	厚・農	動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針
30/ 9/25	厚・農	飼料添加物に関する食品健康影響評価指針 動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針(改訂)